

大阪府告示第1272号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

平成23年8月26日

大阪府知事 橋下 徹

1 形質変更時要届出区域

高石市綾園一丁目465番3、465番6、485番1、488番1、489番1から489番3まで、489番5、489番6、490番1から490番3まで、492番、492番1、492番2、513番1から513番4まで、514番1、514番3、515番1から515番3まで、516番1、516番2、517番、517番1、518番、518番1、518番2、522番1、522番2、523番1、523番2及び523番4の各一部並びに綾園三丁目583番1、583番2、611番1、611番3、622番1及び622番3の各一部並びに加茂一丁目29番1、30番1、30番2、31番1、31番2、31番4、433番1、434番1、438番1、438番7、1546番1、1551番1、1553番、1554番1及び1556番の各一部並びに東羽衣三丁目61番1、61番3、62番、62番1、63番1、63番2、66番、141番、141番1、255番1、811番1、813番1、829番1、829番3、829番4、834番5及び834番・835番合併1の各一部並びに東羽衣七丁目29番2、29番3、29番5から29番7まで、233番1、233番2、234番1及び234番3の各一部並びに千代田一丁目535番3の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(1) 第31条第1項の基準に適合していないもの

鉛及びその化合物

(2) 第31条第2項の基準に適合していないもの

鉛及びその化合物